## 南島原市建設工事成績評定点の取扱要領

平成 27 年 2 月 13 日 26 南管財第 795 号

南島原市建設工事成績評定要領(平成25年南島原市告示第102号)による工事成績評定点(以下「工事成績」という。)を以下のとおり運用することにより、工事品質の確保を図る。

## 【全等級対象】

- 1. 入札への運用
- (1) 工事成績を総合評価落札方式一般競争入札の評価項目とする。

当該年度の前々年1月1日から前年12月31日までの2年間に完成確認した 工事成績の工種別平均点により、次の表の配点を設定する。

工種別平均点	配点
75 点以上	4 点
70 点以上 75 点未満	2 点
65 点以上 70 点未満又は実績なし	0 点
65 点未満	-1 点

備 考 工事表彰受賞者には、上記配点に1点を加える。ただし、項目の配点上 限は4点とする。工事表彰日から3年間有効とする。

適用日 平成27年4月1日以降の公告から適用する。

(2)「南島原市建設工事の指名基準(平成 18 年訓令第 29 号) 3」及び「南島原市建設工事一般競争入札試行実施要領(平成 25 年南島原市告示第 101 号) 第 3 条第 12 号」に係る運用

工事成績が65点未満の場合、入札への参加を規制する。

工事成績1件	入札参加規制期間
60 点以上 65 点未満	1月
60 点未満	3月

入札参加規制開始日は、工事成績評定通知日とする。

適用日 平成26年4月1日以降に適用する。

2. 「現場代理人の取扱いについて (平成 26 年 3 月 14 日付け 25 南管財第 1070 号) 8」等に係る運用

工事成績が 65 点未満の場合、他工事との現場代理人の兼務及び主任技術者の兼務を承諾しない。期間は、上記1.(2)の入札参加規制解除日から1年間とする。 適用日 平成27年4月1日以降の契約締結から規制を適用する。

※ 平成 26 年 3 月 14 日付け 25 南管財第 1072 号 「南島原市建設工事成績評定点の 取扱要領」は廃止する。